

保国発 0531 第 1 号
平成 28 年 5 月 31 日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長 殿

厚生労働省保険局国民健康保険課長
（ 公 印 省 略 ）

被保険者証の記号番号を含む個人情報流出事案に係る調査結果の概要
及び被保険者証の記号番号の変更対応等について（依頼）

標記について、昨年末に被保険者情報の流出に係る報道がなされたところであるが、厚生労働省において調査を行ったところ、別紙のとおり調査結果が取りまとまったので報告する。

今後、厚生労働省においては、流出した名簿に記載された被保険者証の記号番号が引き続き使用されている被保険者に係る情報（被保険者記号番号及び基本 4 情報（氏名・性別・生年月日・住所））を当該被保険者が属する保険者（国民健康保険組合を含む。以下同じ。）に対し、本通知とは別に直接送付する予定である。

このため、送付を受けた保険者においては、別添の例を参考に当該被保険者に通知するとともに、当該被保険者から被保険者証の記号番号の変更を希望する申し出があった場合は、記号番号を変更するなどの適切な対応をお願いしたい。なお、記号番号を変更した場合、保険料の特別徴収が解除されること等が見込まれるので、ご留意いただくよう重ねてお願いする。

また、都道府県においては、貴管内の保険者への周知等に御配慮願いたい。

医療保険被保険者の被保険者番号等の個人情報流出について

○ 経緯

- 27年12月25日 厚生労働省に報道記者から、「被保険者証の番号を含む個人情報が流出している」とのことで取材依頼
- 28日 記者が名簿を持って来訪
- 同日 保険者宛てに被保険者証の再発行の際の確実な本人確認措置の徹底について事務連絡を发出
- 30日 各社から記事配信
- 28年1月4日 保険者宛てに本人確認措置の徹底について再周知
- 5日～ 保険者に対して、
① 名簿に記載された健康保険証の番号が現在も使用されているか
② 情報の流出経路について把握が可能か調査を依頼

○ データの概要

協会けんぽ（平成20年10月発足）の保険者番号がなく、政管健保の番号が含まれていること、後期高齢者医療広域連合（平成20年4月発足）の保険者番号が含まれていないことから、平成19年度以前のデータである可能性が高い。

- ・ データ件数 103,111件
- ・ データ項目 氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、被保険者証の記号・番号 等

※病歴等の医療情報は含まれていない

- ・ 性別 男 44,000人 女 59,111人
- ・ 住所は、沖縄県を除く46都道府県に分布しているが、大阪府、奈良県、滋賀県の3府県に集中

（保険者種別）

- ・ 社保63,931人（うち政管健保31,477、健保組合24,876、共済組合等7,578）
- ・ 国保39,180人


保険者調査の結果概要①

① 名簿に記載された健康保険証の記号・番号が現在も使用されているか

- ・ 現存 18,470人 (17.9%)
- ・ 喪失又は現存しない 84,641人 (82.1%)

(各保険者における状況)

- ・ 政管健保 現存：6,025人(19.1%) 喪失又は現存しない：25,452人(80.9%)
※ 政管健保から協会けんぽへの移行(平成20年10月)に伴い、被保険者証記号は全て変更されている
- ・ 健保組合 現存：5,323人(21.4%) 喪失又は現存しない：19,553人(78.6%)
- ・ 市町村国保 現存：5,847人(14.9%) 喪失又は現存しない：33,333人(85.1%)
※ 後期高齢者医療制度の施行(平成20年4月)に伴い、75歳以上の者については、被保険者番号は全て変更されている
- ・ 共済組合等 現存：1,275人(16.8%) 喪失又は現存しない：6,303人(83.2%)



現在使用されている健康保険証の記号・番号の流出が確認された方については、保険者から被保険者に通知し、ご本人からの要望があれば、保険者の判断で番号変更(※)していただくよう、保険者に対して要請する文書を発出

※協会けんぽ及び後期高齢者医療制度の方の保険証の記号・番号については、現在全て変更されている

保険者調査の結果概要②

② 情報の流出経路について把握が可能か

- 流出した名簿に記載のあった者が過去(名簿流出が疑われる平成19年頃)に受診した際のレセプトの一部を分析し、特定の医療機関等(病院・診療所・調剤薬局)が抽出されるかを調査。
- その結果、特定の医療機関等への集中はみられず、該当する医療機関等は多数にわたっているため、本事案が医療機関等からの流出によるものか否かの断定はできなかった。

《調査対象・結果》

➤ 政管健保の被保険者のレセプト

- ・19年5月～20年3月／該当レセプト件数:60,124件、該当医療機関等:10,036機関
- ・20年4月～21年3月／該当レセプト件数:49,102件、該当医療機関等:8,776機関

➤ 市町村国保の被保険者のレセプト

- ・20年5月～21年4月／該当レセプト件数:62,059件、該当医療機関等:3,407機関

(注) これらの医療機関等の数は、名簿に記載のある者が受診した医療機関等の合計数であり、本事案において当該医療機関等から情報の流出があったことを意味するものではない。

本事案での情報の流出経路は断定できないものの、本事案を踏まえ、全国の医療機関等(病院・診療所・調剤薬局)における個人情報の適切な取扱いを徹底するため、

- ① 厚労省から都道府県等に対し、医療機関等へのあらためての周知と、引き続きの適切な指導・監督の依頼を要請する文書を発出
- ② あわせて、厚労省が所管する独立行政法人の医療機関等に対しても、同様に要請する文書を発出

【流出名簿掲載者数】

住所地(都道府県)別、現存者等の人数

(単位:人)

	① 現存	② 喪失又は現存しない	合計
全国	18,470	84,641	103,111
割合	17.9%	82.1%	100.0%
北海道	0	8	8
青森県	1	3	4
岩手県	2	0	2
宮城県	2	4	6
秋田県	2	1	3
山形県	0	2	2
福島県	0	1	1
茨城県	3	1	4
栃木県	32	23	55
群馬県	1	0	1
埼玉県	12	18	30
千葉県	9	29	38
東京都	209	1,145	1,354
神奈川県	11	46	57
新潟県	1	11	12
富山県	0	5	5
石川県	0	12	12
福井県	3	24	27
山梨県	0	2	2
長野県	1	4	5
岐阜県	9	12	21
静岡県	13	13	26
愛知県	34	379	413
三重県	17	100	117
滋賀県	3,482	20,340	23,822
京都府	704	2,271	2,975
大阪府	7,915	28,537	36,452
兵庫県	1,593	6,549	8,142
奈良県	4,122	20,722	24,844
和歌山県	115	581	696
鳥取県	0	8	8
島根県	1	12	13
岡山県	5	27	32
広島県	6	23	29
山口県	1	7	8
徳島県	146	3,559	3,705
香川県	2	34	36
愛媛県	9	17	26
高知県	1	24	25
福岡県	3	29	32
佐賀県	0	6	6
長崎県	1	7	8
熊本県	0	10	10
大分県	0	4	4
宮崎県	1	8	9
鹿児島県	1	18	19
沖縄県	0	5	5

①現存・・・流出している被保険者番号が現在も使用されている

②喪失又は現存しない・・・流出している被保険者番号が、過去に使用されていたが現在は使用されていない又はその番号に該当する者が現在・過去とも存在しない

※①②は平成28年1月1日現在を基準として調査したもの

(注) 国保の人数は保険者の所在地が該当する都道府県別に分類したものであり、今回入手したデータの住所に基づく都道府県別の人数ではない。

(例)

平成 2 8 年 月 日

〇〇 〇〇 殿

保険者名
(公印省略)

被保険者証の記号番号を含む個人情報の流出について (お知らせ)

国民健康保険制度の円滑な実施について、平素より格別の御協力、御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

昨年末、約十万件の個人情報が掲載された名簿が流出しているという報道がなされました。流出元や原因等は不明ですが、当該名簿に掲載されている個人情報の項目の中に「被保険者証の記号・番号」の情報が含まれていたことから、厚生労働省において確認作業を行いました。その結果、当該名簿に貴殿の情報が掲載されており、被保険者証の記号番号についても、現在使われているものであることが判明いたしました。

当該名簿に掲載されている個人情報の項目は、「氏名、性別、生年月日、郵便番号、住所（都道府県、市区町村、町名・番地等）、電話番号又は携帯電話番号、被保険者証の記号・番号」が含まれているとのことです。

これらの情報を利用した詐欺行為について十分お気を付けください。

なお、現在お手元にある被保険者証の記号番号について変更を希望される場合には、平成 2 8 年〇〇月〇〇日 (〇) までに、下記の連絡先までご連絡いただきますようお願い申し上げます。

(連絡先)

〇〇〇〇 . . .